

令和7年6月16日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	渡邊賢一	委員
10番	伊藤正彦	委員	11番	古沢清志	委員
12番	太田芳彦	委員	13番	阿部清	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	後藤健一郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	今野育男	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長
石橋慶幸	みらい協働課長	小林博之	財政課長
渡邊健一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	後藤英明	さくらんぼ観光 課 長
小林弘之	福祉国保課長	東海林茂美	学校教育課長

○事務局職員出席者

高橋良子	事務局 長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係 主任	熊谷拓哉	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会
令和7年6月16日(月) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選について
〃 2 議第43号 令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
〃 3 議案説明
〃 4 質疑
〃 5 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時37分

- 高橋良子事務局長 初めての予算特別委員会です。委員条例第10条第2項の規定により、年長の荒木春吉委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 荒木春吉臨時委員長 初めての予算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いいたします。
- ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
- 出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会 正副委員長の互選について

- 荒木春吉臨時委員長 日程第1、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選についてを議

題といたします。

これより委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には安孫子義徳委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には安孫子義徳委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

〔安孫子義徳委員 委員長席へ〕

- 安孫子義徳委員長 ただいま予算特別委員長に拝命されました安孫子でございます。誠心誠意職務に専念する所存です。皆様方の御協力、よろしくをお願いいたします。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には太田芳彦委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には太田芳彦委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○太田芳彦副委員長 おはようございます。

今の今まで副委員長を仰せつかるとは考えてもいませんでしたけれども、指名された以上は、委員長を補佐して一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

議 案 上 程

○安孫子義徳委員長 日程第2、議第43号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議 案 説 明

○安孫子義徳委員長 日程第3、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○安孫子義徳委員長 日程第4、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第43号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 1点御質問させていただきます。

6款1項3目の果樹園芸作物等生産振興対策事業の中のさくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金1,400万円余りということで出ているわけです。当初にもあったわけですが、私がお聞きしたいのは、昨年度、令和6年度の実績などが分かれば、それを踏まえて令和7年度、今年度の主なところ、こういったものにきちんとその補助金を充てるのかということで、昨年なかったものが今回入ったり、あるいは前回入っていたんだけどなくなったりというものなどがないのか、お聞きしたいと思います。

○安孫子義徳委員長 渡邊農林課長。

○渡邊健一農林課長（併）農業委員会事務局長
お答え申し上げます。

この事業につきましては、昨年も高温対策ということで、昨年度の9月のときにも補正予算

で組ませていただいたところでございます。

今この場で昨年度の実績等の数字は持っていないで御提示することはできないわけなんですけれども、今回の事業の具体的な内容につきましては、遮光資材、白色の反射シート、選果機、冷蔵庫、冷房設備、井戸の掘削、散水設備、無加温のハウスの整備ということで、同様の事業となっております。

補助率は2分の1で、手を挙げていただいた要望件数は1件なんですけれども、経営体としては27ほどあるということでございます。

以上でございます。

○安孫子義徳委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 ありがとうございます。

まだまだこの温暖化対策は必要だと思うのですが、市の単独で、国と県のものだけではなくて、独自でこういったものが不十分だということで検討している対応策などはございますか。

○安孫子義徳委員長 農林課渡邊課長。

○渡邊健一農林課長（併）農業委員会事務局長

市の単独の事業につきましても、この同じ事業の中で持っているものもございしますが、県の事業と協調しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○安孫子義徳委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤耕治委員 ただいまの質問並びに答弁について延長するような形で質問させていただきますけれども、このたびのさくらんぼの農家数と、昨年やめている方も結構いらっしゃるという話を聞いています。今回利用する方々、今の話ですと、1件の27経営体ということなんです、全体のウエートからすれば何%ぐらい利用する方々がいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○安孫子義徳委員長 農林課渡邊課長。

○渡邊健一農林課長（併）農業委員会事務局長

お答えいたします。

先日、農協さんに確認しました。寒河江のさくらんぼ部会の部会数になりますけれども、800を切っているとお話しいただいたところでございます。

ですので、ちょっと今数字、電卓がなくてあれなんですけれども、27割る800ぐらいかなと思っております。

以上です。

○安孫子義徳委員長 佐藤委員。

○佐藤耕治委員 かなり数字的に少ない状況下でもございます。当然、さくらんぼは皆さん御存じのように年1回の収穫で、30年農業をやっても30回しかやれない、そして、当寒河江市ではさくらんぼ条例をやっていることからすれば、まだまだ、専決処分ではございませんけれども、さくらんぼのシーズンに間に合うような準備対策をする必要があると思います。今回はもう既にさくらんぼの最盛期に入っていますけれども、その辺どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○安孫子義徳委員長 農林課渡邊課長。

○渡邊健一農林課長（併）農業委員会事務局長

今年度産のさくらんぼについての支援では、昨年度の9月の時点で補正予算を組んで対応させていただいているということでございます。

今回の6月の補正予算につきましては、来年度産、次期作ということになりますことを御理解いただければと思います。

以上です。

○安孫子義徳委員長 佐藤委員。

○佐藤耕治委員 先ほどの課長の話にもありましたけれども、選果機、冷蔵、エアコン設備等々、かなり温暖化に対しての取組を十分配慮されているなということは分かります。ですから、特に今回のさくらんぼに間に合うような要望を県のほうにも強く申し出て、今年のさくらんぼに間に合えばよかったかなと、私は考えていると

ころでした。

ぜひ今後は、緊急的なことではないかもしれませんが、さくらんぼの産地として、条例に恥じないような取組を県のほうにも強く要望を投げかけまして、来年度に向けての補正関係も遅れないようにしていただきたいと思います。これは要望ですけれども、よろしくお願いいたします。

○安孫子義徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第43号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○安孫子義徳委員長 日程第5、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第43号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第11款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第43号第1表中歳出第3款、歳出第10款

散 会 午前9時50分

○安孫子義徳委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

